

## 次期障害者計画の主要項目と方向性について

### 主要項目について

---

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供により、障害者・障害児の方が地域において自らの意思で決定・行動し、安心して生活を営むことが出来るよう、「地域共生社会の実現に向けた支援」、「地域生活の維持・継続のための場の確保」、「就労移行・定着に向けた支援」、「障害児支援の充実」、「虐待防止・差別解消の取組みの推進」をキーワードとして、主要項目を設定する。

次期障害者計画の主要項目としては、以下5つを提案する。

#### 主要項目（案）

- （１）地域共生社会の実現に向けた支援の充実**
- （２）相談支援の充実と権利擁護の推進**
- （３）障害者が当たり前働き続けられる就労支援**
- （４）子どもの育ちと家庭の安心への支援**
- （５）ひとにやさしいまちづくりの推進**

なお、各主要項目についての方向性の設定にあたっては、国の動向や現計画の進捗状況（資料第1号参照）、また、平成28年度に実施した「障害者（児）実態・意向調査」の結果から得られた現状や課題に即したものとする。

## (1) 地域共生社会の実現に向けた支援の充実

### 【背景・現状】

①障害者の望む地域生活の支援、②高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直し、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等を柱として、平成28年6月に障害者総合支援法の一部改正法が公布された（平成30年4月施行）。

また、第5期障害福祉計画に係る基本指針（平成29年3月・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）においては、①地域共生社会の実現に向けた取組、②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築等を中心に見直しが行われたところである。

このような背景を踏まえ、個々の特性や状況に応じた支援を推進するとともに、地域生活への移行・定着を推進するために地域の中で様々な社会資源を活用し、課題を受け止められる場などの基盤整備を進めていく必要がある。また、ライフステージの変化や本人及び保護者の高齢化等により福祉サービス利用者のニーズが多様化しているため、適切なサービス提供が求められる。

### 《実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋、◎は質的調査結果より抜粋）

#### 1. 在宅の方

##### ○年代について

【全体】	「75歳以上」が約3割
【身体のみ】	「75歳以上」が約5割
【知的のみ】	「18～29歳」が約4割
【精神のみ】	「40～49歳」が約3割

##### ○同居家族

全体的には「配偶者」が約4割となっているが、「ひとり暮らし」も50～60歳代で3割弱存在する。なお「ひとり暮らし」で「収入はない」方は23.5%となっている。

##### ○主な介助者

【全体】	「配偶者」が約3割、「母親」が約2割
【身体のみ】	「配偶者」が最も多い
【知的のみ】	「母親」が最も多い
【身体と知的の重複障害】	「母親」が最も多い
【精神のみ】	「母親」が最も多い
【難病】	「配偶者」が最も多い

##### ○主な介助者が介助できない時の対処

【全体】	「家族に頼む」が多い
【身体のみ】	「居宅介護を利用」が17.5%
【知的のみ】	「短期入所を利用」が21.8%、「グループホームに入居」が26.5%
【精神のみ】	「どうしたら良いかわからない」が24.9%

○グループホームへの入居希望年代

グループホームに入居を希望している方の大半が、数年のうちに入居したいと考えている。

○日常生活で困っていること

【知的のみ】	「役所等の手続きが難しい」が多い
【精神のみ】	「経済的に不安がある」が多い

○日常生活に必要な支援

【全体】	「家事援助」が約3割
【知的のみ】	「区役所や事業者などの手続き」が最も多く、次いで「お金の管理」が多い
【身体と知的の重複障害】	「家事援助」を含めて日常生活動作全般に支援が必要

○各種サービスの利用状況・利用希望

【全体】	「居宅介護」の利用者が比較的多い。 利用希望は、「居宅介護」が最も多く、次いで「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「短期入所（福祉型）」となっている
【知的のみ】	「短期入所」、「グループホーム」、「施設入所支援」の利用希望者が多い
【精神のみ】	「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」の利用希望者が多い

○地域で安心して生活するために必要なこと

【身体のみ】	「医療機関サービスの充実」、「訪問系サービスの充実」が多い
【知的のみ】	「日中活動系サービスの充実」、「入所施設の充実」が多い
【精神のみ】	「経済的支援の充実」が多い

○サービス利用に関して困っていること

【精神のみ】	「サービスに関する情報が少ない」が約4割
--------	----------------------

2. 施設入所の方

○今後希望する生活について（施設所在地別）

【文京区内】	「現在の施設で生活したい」が8割を超える
【文京区以外の特別区】	「現在の施設で生活したい」が8割を超える
【東京都（23区を除く）】	「現在の施設で生活したい」が4割から6割
【関東】	「現在の施設で生活したい」が4割から6割
【関東以外】	「現在の施設で生活したい」が4割から6割

「施設を退所して家族と暮らしたい・グループホームで生活したい」と回答した方は約4%にとどまっている。

### 3. サービス事業所の方

○今後の障害福祉施策の充実に向けて必要なこと

7割近くの事業所が「福祉人材確保のための方策」と回答している。

### 4. 自由意見

★親なき後は家族に負担がかからないよう、グループホームや施設の充実をお願いしたい。

★現在区外施設に入所しているが、できれば区内施設に入所したい。

★区内で障害者の一般就労を受け入れられる企業・職場が少ないので増やしてほしい。

★区内には関連の大学や教育機関を多く抱えているので、障害を持ち、ともに暮らす人たちにとって住みやすい区であってほしい。

### 5. 質的調査結果

◎一人もしくは家族との間でコミュニティが完結してしまいがちであり、地域との自発的なつながりが希薄であるという課題が浮かび上がった。

#### 《国の基本指針》

- ・地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて関係者による協議の場の設置
- ・地域生活支援拠点を少なくとも1つ整備
- ・サービス事業者において職員の処遇改善等による職場環境の改善

#### 【課題】

- ・障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等の提供
- ・支え手・受け手の垣根を越えた地域共生社会の構築に向けた支援体制の整備
- ・障害者が自ら望む生活を営めるようにするためのサービス基盤の整備
- ・障害者が安心して地域生活に移行し、定着できる福祉サービスの提供
- ・障害福祉サービスの安定的な質・量の確保

#### 【方向性（基本的な取組）】

- ◆個に応じた日常生活への支援
- ◆良質なサービス提供体制を確保するための事業者支援
- ◆障害者が地域で生活する場の確保
- ◆地域移行・地域定着に向けた支援
- ◆精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
- ◆地域福祉の担い手への支援

## (2) 権利擁護と相談支援の充実

### 【背景・現状】

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者に対し、障害を理由とする差別的な取扱いを禁止している。また、障害のある方が直面する社会的障壁について、本人の求めに応じて合理的な配慮を行うことが義務付けられている（民間事業者は努力義務）。そのため、障害者の権利擁護のための取組みをより充実させていく必要がある。

また、障害者や障害児、その家族等が抱える多様なニーズに対し迅速かつ適切な対応ができるよう、相談支援体制を充実させるとともに、地域自立支援協議会を障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議の場として運営し、その取組みを通して区内事業者の質の向上を図ることが求められている。

### 《実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋）》

#### 1. 在宅の方

##### ○相談相手

【全体】	「家族や親族」、「医療関係者」が大多数を占め、「障害者基幹相談支援センター」は 1.1%に留まっている
------	---

##### ○日常生活で困っていること

【知的のみ】	「困ったとき相談する相手がない」が 13.1%
【精神のみ】	「困ったとき相談する相手がない」が 18.4%

##### ○サービス等利用計画の作成について

【精神のみ】	「サービス等利用計画もセルフプランもよくわからない」が約 3 割と多い
【身体と知的の重複障害】	「相談支援事業所の相談支援専門員にサービス等利用計画の作成を依頼したい」が 35.3%と多い

##### ○地域で安心して生活するために必要なこと

【身体のみ】	「相談支援体制の充実」が 16.9%
【知的のみ】	「相談支援体制の充実」が 30.4%と多い
【精神のみ】	「相談支援体制の充実」が 27.7%と多い

##### ○各種サービスの利用希望

【知的のみ】	「成年後見制度支援事業」が 31.9%、「地域福祉権利擁護事業」が 23.6%と多い
【精神のみ】	「計画相談支援」が 3 割を超えて多い

##### ○合理的配慮を進めていくために必要なこと

【全体】	「区民や民間事業者に対して障害者差別解消法に関する周知・啓発」約 3 割で多い
------	---

#### 2. サービス事業所の方

##### ○虐待防止の取組み

「虐待防止マニュアルの作成」、「事業所内で虐待防止に係る研修・説明会の開催」という回答が 6 割を超えている。

#### 3. 自由意見

★今は困ったことがあれば相談できる家族がいるが、年齢を重ねていくにつれ、この先のことを考えると不安を感じる。

★相談支援専門員の業務はサービス等利用計画を作成することで手一杯で、本来必要とされ

るケアマネジメントが十分に行われていないのではないかと。

- ★今後の障害福祉施策の中で、地域移行支援・地域定着支援は大きな柱になってくると思う。特に指定一般相談支援事業所は、利用の意思決定支援を具体化した事業でもあり、増えるような対策が必要だと思う。

#### 《国の基本指針》

- ・ 成年後見制度利用促進のため人材育成及び活用を図るための研修を実施
- ・ サービス事業者において障害者等虐待防止研修受講及び虐待防止委員会の設置を促進
- ・ 障害者差別解消を図るための啓発活動の実施

#### 【課題】

- ・ 各相談機関の連携など、総合的、専門的、長期的な相談・支援体制の構築
- ・ 障害者や家族同士の情報交換・交流の場づくり
- ・ 虐待を地域で防止するためのネットワークづくり
- ・ 障害者が安心して暮らしていくための、権利擁護や成年後見制度等のさらなる普及啓発
- ・ 障害者差別解消に向けた取組みの推進

#### 【方向性(基本的な取組)】

- ◆ **意思決定支援を踏まえた**総合的な相談支援体制の構築
- ◆ 障害者虐待の防止と養護者への支援の推進
- ◆ 成年後見制度の普及啓発、権利擁護の促進等
- ◆ 障害者差別解消に向けた取組みの推進

### (3) 障害者が当たり前に働き続けられる就労支援

#### 【背景・現状】

障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の法定雇用率算定基礎への追加(平成30年4月施行)等を受け、障害者が自らに合った仕事に就けるよう、引き続き就労関係機関などとの連携を強化しながらきめ細やかな支援を図っていく必要がある。また、平成30年4月に施行される障害者総合支援法の一部改正法において、就労定着支援サービスが創設されることを受け、障害者の個々の状況に応じて継続して就労できるような体制作りが求められている。

#### 《実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋）》

##### 1. 在宅の方

##### ○働いている方の平日日中の過ごし方

【身体のみ】	「正社員・正職員」が1割強
【知的のみ】	「パート・アルバイト」が2割弱、「就労移行支援、就労継続支援に通所している」が約3割と多い
【精神のみ】	「パート・アルバイト」が2割弱
【難病】	「正社員・正職員」が2割を超えている

##### ○工作上困っていること

【全体】	「収入が少ない」が約4割
【身体のみ】	「体力的につらい」が約2割
【精神のみ】	「精神的につらい」、「職場の人間関係」が比較的多い
【難病】	「体力的につらい」が35.7%と比較的多い

##### ○各種サービスの利用希望

【知的のみ】	「障害者就労支援事業」と「安定した就業継続への支援」が2割を超えている
【精神のみ】	・「障害者就労支援事業」と「安定した就業継続への支援」が3割を超えている ・「就労移行支援」、「就労継続支援A型・B型」が2割を超えている

##### ○障害者が就労するために必要なこと

【全体】	「障害に応じた柔軟な勤務体系」が26.4%と多い
【身体のみ】	「障害に応じた柔軟な勤務体系」、「就労に向けての相談支援」が2割強
【知的のみ】	・「自分に合った仕事を見つける支援」、「職場の障害理解の促進」、「就労に向けての相談支援」、「就労してからの相談支援」が多い ・「職場適応援助者（ジョブコーチ）等からの支援」が多い
【精神のみ】	「自分に合った仕事を見つける支援」、「職場の障害理解の促進」、「就労に向けての相談支援」、「就労してからの相談支援」が多い

##### 2. 自由意見

- ★精神障害者の就職支援の拡充をお願いしたい。
- ★作業所の工賃の低さを改善してほしい。
- ★健常者と同程度の仕事をしていても、障害者雇用のため収入が追いつかない。そういった不安や悩みを相談できる窓口がほしい。
- ★勤務時間の融通が利くように企業へ理解を呼び掛けてほしい。

## 《国の基本指針》

- ・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及び定着を促進

## 【課題】

- ・本人や家族、職場に対する専門性の高い相談・支援
- ・多様な障害の特性や個性に合わせた就業形態・就労機会の拡大
- ・障害者雇用に対する企業（働く現場の人）の理解と受け入れ体制の整備
- ・就労の促進及び継続・定着を支援するための方策
- ・福祉的就労における作業内容の充実と工賃をアップさせる取組み

## 【方向性（基本的な取組）】

- ◆本人、家族、職場に対する総合的で専門性の高い相談・支援体制の構築
- ◆障害者が働きやすい環境・機会を拡大するための企業等に対する普及・啓発活動の充実
- ◆増加している就労障害者が、長く働き続けられるための職場定着支援の推進
- ◆福祉的就労における支援の充実

## (4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

### 【背景・現状】

文京区では、子どもの育ちと家庭の安心への支援を、教育、福祉、保健、子育て等のそれぞれの分野で取り組むとともに、乳幼児発達支援連絡会や特別支援教育連携協議会等を通じた関係機関相互の連携強化により、子どもの発達に関する情報共有を図っている。

早期発見、早期療育の進展に伴い、教育センター等における児童発達支援や放課後等デイサービス等の専門訓練の利用希望者は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。また、第5期障害福祉計画に係る基本指針（平成29年3月・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）においては、障害児の健やかな育成のために地域の関係機関が連携を図ることを求められていることから、さらなる相談体制の拡充や、乳幼児期から学齢期の成長段階に応じた切れ目のない支援など、子どもと家族が安心して過ごすことができる支援体制の構築が必要である。

### 《実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋）》

#### 1. 障害児の方

##### ○日常生活で必要な支援

【全体】	「通院、通園・通学・通勤」、「通院、通園・通学・通勤以外の外出」が多い
【身体のみ】	「医療的ケア」の割合が4割弱と比較的高い

##### ○主な介助・支援者

【全体】	「母親」が多く、6割を超えている
------	------------------

##### ○保護者の悩み・不安

【全体】	「子どもの就学や進路について不安がある」、「子どもの成長や発達について不安がある」が多く、7割を超えている
------	---

##### ○各種サービスの利用希望

【全体】	障害児通所支援事業である「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援事業」、「短期保護」が多い。それ以外は、地域活動支援事業の「相談支援事業」や「障害者就労支援事業」が比較的多い。
------	---

##### ○日常生活での困りごと

【全体】	「将来に不安を感じている」、「友だちとの関係がうまくいかない」が35%を超えている。
【身体のみ】	「障害のため身の回りのことができない」、「外出が大変である」が多い
【難病】	「障害のため身の回りのことができない」、「外出が大変である」が多い

##### ○相談相手

【全体】	「家族や親族」、「学校の教職員」、「医療関係者」が多い
【身体と知的の重複障害】	「保育園・こども園・幼稚園の教職員」、「文京総合福祉センター」、「ヘルパー等福祉従事者」が多い

○希望する初等教育機関

【全体】	「小学校の通常学級」が全体の4分の1程度
【知的のみ】	「小学校の特別支援学級」が2割を超えている
【発達障害】	「小学校の通常学級」が3割を超えている

○中学校卒業後に希望する進路

【全体】	「高等学校に通う」が5割を超えて多い
【身体のみ】	「特別支援学校の高等部に通う」が6割を超える
【知的のみ】	「特別支援学校の高等部に通う」が6割を超える
【身体と知的の重複障害】	「特別支援学校の高等部に通う」が8割を超える
【発達障害】	「高等学校に通う」が7割弱と多い

○将来希望する生活

【身体のみ】	「障害者の入所施設に入所する」が多い
【知的のみ】	「グループホーム等に入居する」が多い
【精神のみ】	「地域で独立して生活する」が多い
【発達障害】	「地域で独立して生活する」が多い

○地域で安心して生活するために必要なこと

【全体】	「障害に対する理解の促進」、「教育・育成の充実」が多い
【身体のみ】	「入所施設の充実」、「訪問系サービスの充実」、「建物・道路などのバリアフリー化」が多い
【知的のみ】	「雇用・就労支援の充実」、「日中活動系サービスの充実」、「グループホームの整備」が多い
【精神のみ】	「雇用・就労支援の充実」が多い

2. 自由意見

- ★医療的ケアが必要な子がいるが、自分自身が病気になった時などに預けられる施設がない。
- ★区内にある放課後等デイサービス事業所について、重度の障害を持つ子供を安心して預けられる事業所が少ない。
- ★重症心身障害児の在宅レスパイト事業を実現してほしい。
- ★療育を受けられる機会を増やしてほしい。療育と保育園等の連携を強化して併用できるようにしてほしい。

《国の基本指針》

- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保
- ・ 医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置
- ・ 医療的ケア児の支援について、関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進
- ・ 障害児の利用ニーズに応じ、保育所・認定こども園・放課後時児童における受入体制の整備

## 【課題】

- ・子どもとその家族を含めた相談支援の充実
- ・子どもの成長段階に応じた適切な支援・情報の提供
- ・関係機関との連携を強化した、切れ目のない継続した支援
- ・障害のあるなしにかかわらず、共に地域で育ちあう環境づくり
- ・障害のある子どもの居場所対策
- ・医療的ケア児への支援体制強化

## 【方向性（基本的な取組）】

- ◆相談支援の充実と関係機関の連携強化
- ◆障害の早期発見、早期療育
- ◆成長段階に応じた**切れ目の無い**適切な支援
- ◆障害のある子どもの居場所づくり
- ◆医療的ケア児の支援体制強化

## (5) ひとにやさしいまちづくりの推進

### 【背景・現状】

ノーマライゼーションの考え方に基づき、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ハード・ソフト両面での整備のさらなる推進が必要となる。“まちのバリアフリー”（公共施設、交通機関、道路等のバリアフリー化）、“情報のバリアフリー”（障害の特性に応じて必要な情報が入手しやすい環境をつくる）、“心のバリアフリー”（障害者理解の促進）の3つの視点を持ち、障害当事者の参加・協力を得ながら、誰もが暮らしやすい、ひとにやさしいまちづくりを推進する。

また、東日本大震災の教訓等を踏まえ、地域防災計画に則り、被害を最小限に抑えるための対策を着実に実行するとともに、区や区民等が連携しながら地域の災害対応力を高めていくことが求められている。災害対策基本法の改正により作成が定められた避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき名簿を作成し、障害者への的確な支援を提供するため、地域全体での支援体制を構築する。

### ＜実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋）＞

#### 1. 在宅の方

##### ○日常生活の困りごと

【知的のみ】	「障害や病気に対する周囲の理解がない」が17.3%と比較的多い
【精神のみ】	「障害や病気に対する周囲の理解がない」が25.3%と比較的多い

##### ○こころのバリアフリーのために力を入れること

【全体】	「障害者の一般就労の促進」、「学校や生涯学習での障害に関する教育」が多い
------	--------------------------------------

##### ○外出の際に困ること

【身体のみ】	「歩道の段差や傾斜」、「建物の段差や階段」が多い
【知的のみ】	「外出するのに支援が必要である」が多い
【精神のみ】	「疲れたときの休憩場所」が多い
【難病】	「疲れたときの休憩場所」が多い

##### ○福祉に関する情報の入手先

【全体】	「区の広報紙」、「医療機関」、「インターネット」が多い
------	-----------------------------

##### ○合理的配慮を進めていくために必要なこと

【全体】	「ヘルプマーク・ヘルプカードの周知・啓発」が17.8%と2番目に多い
------	------------------------------------

##### ○災害に対する備え

【全体】	「非常持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている」、「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」が多い。なお、「避難行動要支援者名簿に登録している」は8.1%であった。
------	---

#### 2. 障害児の方

##### ○日常生活の困りごと

【精神のみ】	「障害や病気に対する周囲の理解がない」が62.5%と多い
【身体と知的の重複障害】	「障害や病気に対する周囲の理解がない」が72.7%と多い

○こころのバリアフリーのために力を入れること

【全体】	地域や学校等でともに学び、ともに暮らすこと」、「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報提供」が半数以上と多い
------	---

○合理的配慮を進めていくために必要なこと

【全体】	「ヘルプマーク・ヘルプカードの周知・啓発」が22.2%と3番目に多い
------	------------------------------------

○災害に対する備え

【全体】	「非常持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている」、「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」が多い。なお「避難行動要支援者名簿に登録している」は18.0%であった。
------	---

3. 自由意見

- ★聴覚障害があるが、一目で他人に分かってもらえないことがないため、障害者全体の対応・対策をお願いしたい。
- ★役所からの文書について、活字以外の対応もお願いしたい。(点字、音声等)
- ★気分障害に加え言語障害を併発している。「見えない障害」に対する理解の拡充をお願いしたい。
- ★一人で外出する際に道路に自転車が止めてあるので気を遣う。
- ★一人で外出するのに不安を感じているため、災害時には介助をお願いしたい。
- ★災害時にどこの医療機関に行けば透析を受けられるのか心配。
- ★精神障害者であるが、一番の心配は災害。言葉の理解が出来ない。誰に相談したらいいのか

《国の基本指針》

- ・地域に開かれたサービス事業所となるべく、地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築
- ・日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながることを踏まえ、防災対策を考えていくことも必要

【課題】

- ・道路・歩道や公共的な施設・空間のハード面のバリアフリー化、使いやすさの向上
- ・障害に応じた、適切な媒体による分かりやすい情報提供
- ・学校や職場、地域等での障害者に対する理解の促進
- ・障害者の地域社会等への参加の支援
- ・発災時の安否確認や避難誘導、情報提供等、障害者に対する地域での支援体制の強化
- ・障害特性に配慮した、避難所への避難者及び自宅避難者に対する支援体制の整備
- ・要援護者情報の充実

【方向性（基本的な取組）】

- ◆区内の公共的施設・公園などのユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備
- ◆3つのバリアフリーの推進（まちのバリアフリー、情報のバリアフリー、心のバリアフリー）
- ◆障害者・障害児と地域との交流の機会の拡大
- ◆障害当事者による社会参画・社会活動の推進
- ◆要援護者に関する情報の充実、人的支援のネットワークの構築
- ◆災害・緊急事態における障害特性に応じた支援体制の充実